

(写)

平成21年10月6日

市長 公室 局長
各 局 局長
市立病院 院長
会計 管理 者
教 育 長
議 会 局 長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
農業委員会事務局長
各 区 長

様

財 政 局 長

平成22年度予算編成方針について(通知)

このことについて、さいたま市予算規則第4条の規定に基づき、市長の命を受けて平成22年度予算編成方針を定めたので通知する。

平成 22 年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は、雇用情勢の一層の悪化が懸念されるものの、輸出や生産に明るい動きが見られ、経済危機対策を含む累次の景気対策の着実な実施により、景気は底割れが回避され、先行きは緩やかに持ち直していくことが期待される。

一方、雇用の大幅な調整、物価の下押し圧力によるデフレ懸念、世界の景気後退長期化のおそれ等の我が国経済を下振れさせるリスクが存在することに留意する必要がある。

このような状況下において新内閣が発足し、今後、国の動向に大きな変化があることが予想される。特に、ガソリン税等の暫定税率の廃止など、地方財政への影響が懸念される政策も掲げられていることから、国の動向を注視していく必要がある。

2 さいたま市の財政状況及び今後の財政見通し

これまでの行財政改革の取組により、さいたま市誕生以降、平成 13 年度から平成 20 年度決算においては、他団体と比較して健全な財政状況を維持している。

しかしながら、本市歳入予算の根幹をなす市税収入は、現下の経済情勢を反映し低調に推移することが見込まれる。

一方で、歳出については、少子高齢化の進展による扶助費の増大や、都市基盤整備などの行政需要が拡大していくことが見込まれている。

また、平成 22 年度当初予算における歳入歳出の見通しにおいては、市税収入が 25 億円減少する見込みであり、約 277 億円の財源不足が見込まれる。平成 21 年度予算編成における財源不足見込み額が、約 108 億円であったことと比較すると、財源不足が拡大している状況である。

3 行財政運営の基本方針

厳しい経済情勢の中では、無駄をなくし、コストの縮減に取り組むとともに、常に費用対効果を考えた行財政運営が必要である。

また、公正で開かれた市政を実現するため、行政情報の積極的な「見える化」を図っていく必要がある。

そこで、すべての事務事業について見直しを行うとともに、予算編成過程を公表し、市の総力を挙げて少ない予算で大きな効果を上げる生産性の高い都市経営を推進していく。

4 予算編成の基本方針

平成22年度予算は、市民一人ひとりが「しあわせを実感」できるよう策定する「さいたま市民しあわせ倍増行動計画」に掲げる事業を本格化させる予算である。

「子どもが輝く絆で結ばれたまち」を実現するため、「徹底した行財政改革」と「生産性の高い都市経営」により、健全財政を維持し、箱物重視から脱却した、「市民生活重視」の予算編成を、次に掲げる基本方針のもと行うこととする。

なお、予算編成過程においては、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分していくか、さらには事業の選択と事業の優先順位付けをどのように行ったかなど、意思決定の過程を積極的に公表し、情報公開日本一を目指していくこととする。

(1) 徹底した行財政改革

既存事業の棚卸しの徹底

平成22年度予算編成を、本市における「**行財政改革元年**」と位置づける。そこで、既存事業に対する市民ニーズや事業効果を最も市民と近い現場で感じている各所管局において、聖域なくその必要性や費用対効果、民間委託や市民との協働などの実施手法さらには「民間にできることは民間で」との観点からゼロベースで見直し、徹底的に無駄を排除すること。

全事業のゼロベースでの見直し、すなわち「**既存事業の聖域なき棚卸し**」の実効性を担保するため、従前から行っていたシーリングを5%から7%に引き上げる。

さらに、すべての事業のゼロベースでの見直しの実効性を確保するため、昨年度実施した各局への枠での配分を廃止し、財政局において事業一件一件の査定を実施する。

再チャレンジ枠の新設

7%のシーリングを目標とした「既存事業の聖域なき棚卸し」の結果、市民生活に著しい影響を与えると懸念される事業については、その是非を再度審議するために「**再チャレンジ枠**」を新たに設定するので、当該枠でその所要額を要求すること。

財源確保の徹底

本市歳入の根幹をなす市税収入については、課税客体的確な捕捉に努めるとともに、収納率アップのため滞納処分の徹底を図ること。

また、国民健康保険税、下水道使用料、保育料や高等学校授業料をはじめすべての歳入について、負担の公平の観点から収入未済額を解消し、不納欠損が生じることのないよう所要の処分を実施すること。

行政改革推進プランの着実な実施

行政改革推進プランに掲げた改革を着実に実施すること。特に次の項目については、重点的に取り組むこと。

- ・外郭団体（出資法人）の経営改善
- ・遊休土地の解消（土地取得の抑制）と土地開発公社改革
- ・受益者負担（使用料、手数料）の徹底と企業会計改革

行財政改革推進本部との連携

上記の改革については、11月1日設置予定である行財政改革推進本部との連携により実施していく。

(2) 徹底した現場主義

市民の声、現場の声を大切にするため、今夏実施した公共施設等の現場確認の結果を踏まえ、既存公共施設等については、その保全活用の観点から予算を優先的に配分する。

しかし、公共施設等の中には、耐用年数の経過状況や施設の老朽化状況から修繕を行うよりも建替を要すると思われる施設が多いことが判明した。

そこで、すべての施設を建替えることは、現実的に難しいことから、各局において時代の要請に応じた既存施設の整理統合について検討を行った後に、予算対応を図る。

(3) 選択と集中による事業の重点化(しあわせ倍増枠の創設)

「しあわせ倍増行動計画事業」及び「新実施計画事業」は、その円滑な実施のため優先的に財源を配分する。

なお、スクラップアンドビルドの原則のもと、既存事業をスクラップすることにより捻出した財源の範囲内において、新規・拡大事業を積極的に推進する。

前年度は、予算編成に係る集中審議において決定された事業のみ所要額を要求可能としていたが、平成22年度は、各局の創意工夫による提案事業まで所要額要求の範囲を拡大する。

なお、提案事業への財源の配分にあたっては、各局の見直し成果を考慮して実施する。

(4) 後年度への負担転嫁の回避

これまで市債については、世代間の負担公平の観点から、普通建設事業にあってはその耐用年数に応じて、地方交付税措置率の高い事業債を中心にその活用を図ってきた。

しかし、本市においては、平成18年度より普通交付税の不交付団体(一本算定)となり、市債の償還には真に将来世代の税金が充てられることとなる。

そこで、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう、事業費総額の圧縮による発行抑制に努めること。

(5) 国の動向の的確な把握と対応

新内閣の発足により、今後の国の動向について、大きな変化が予想されるところであるが、当面は現行制度での予算編成を進めることとする。

今後、予算編成過程において、関係府省等からの情報収集に努め、国の動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

